

市川市地域防災計画（震災編） 新旧対照表

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
目次	第1章 第5節	第5節 <u>本市</u> ・市民・事業者の責務 第1 <u>本市</u>	第5節 <u>市</u> ・市民・事業者の責務 第1 <u>市</u>
目次	第1章 第8節	第2 「 <u>防災計画支援システム</u> 」による地震被害想定	第2 <u>地震被害の想定</u>
目次	第2章 第2節	第6 津波に対する <u>自衛体制</u>	第6 津波に対する <u>被害予防体制の整備</u>
1	防災体制における基本的な用語	表中の「市川市災害ボランティアセンター」の「解説」 <u>メディアパーク市川2階のグリーンスタジオ及び3階の研修室</u> に設置し、災害ボランティアの受け入れや活動の調整等を行う。	表中の「市川市災害ボランティアセンター」の「解説」 <u>生涯学習センター内</u> に設置し、災害ボランティアの受け入れや活動の調整等を行う。
2	同上	表中の「医療救護所」の「解説」 （略）市内で最大15箇所（ <u>拠点救護所8箇所、第2次開設救護所7箇所</u> ）に開設される応急医療活動の拠点	表中の「医療救護所」の「解説」 （略）市内で最大15箇所（ <u>拠点救護所9箇所、第2次開設救護所6箇所</u> ）に開設される応急医療活動の拠点
2	同上	表中の「災害時支援協定市区町村」の「解説」 東葛飾地域の市、千葉県内市町村、その他市区町（ <u>5市2区1町</u> ）等の協定がある。	表中の「災害時支援協定市区町村」の「解説」 東葛飾地域の市、千葉県内市町村、その他市区町（ <u>6市2区1町1村</u> ）等の協定がある。
8	第1章 第5節	第5節 <u>本市</u> ・市民・事業者の責務 第1 <u>本市</u>	第5節 <u>市</u> ・市民・事業者の責務 第1 <u>市</u>
10	第1章 第6節 第2 千葉県	表中の「機関の名称」 <u>水道局市川水道事務所</u>	表中の「機関の名称」 <u>企業局市川水道事務所</u>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
14	第1章 第7節 第4 人口特性	本市の人口は、 <u>平成30年3月31日現在、485,767人</u> である。	本市の人口は、 <u>平成31年3月31日現在、488,714人</u> である。
16	第1章 第8節	<u>本市では、平成14年度から16年度にかけて、「地震被害想定機能」と「計画策定支援機能」で構成される「防災計画支援システム」を構築した。</u>	<u>本計画では、平成24年度に本市が実施した地震被害想定 の検証結果と平成23年度に千葉県が実施した津波シミュレーション結果を前提条件とする。</u>
17	第1章 第8節 第2	第2 <u>「防災計画支援システム」による地震被害想定</u> 2 想定地震による震度 <u>防災計画支援システムにより、地震被害想定 の検証を行ったところ（平成24年度に実施）</u> 、本市で震度6弱、6強の地震が発生し、特に行徳地域や北部の谷筋では北部の台地と比べ震度が高くなっている。	第2 <u>地震被害の想定</u> 2 想定地震による震度 <u>平成24年度に地震被害想定 の検証を行ったところ、本市で震度6弱、6強の地震が発生し、特に行徳地域や北部の谷筋では北部の台地と比べ震度が高くなっている。</u>
22	第1章 第8節 第3 千葉県による津波被害等の想定		<u>なお、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成30年11月に千葉県が公表した想定最大規模の津波浸水想定図は、河川・海岸施設の破壊という最悪の条件下で想定したもので、そして、発生頻度が極めて低いものであることから、「なんとかしても人命を守る」という観点での長期的な津波地域づくりの参考とする。</u>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
25	第2章 計画の主旨 第3 計画の体系	<p>表中の「本部」 <u>広報班</u> <u>業務継続班</u></p> <p>表中の「被災生活支援本部」の「主な基本業務」 ・情報システムの維持・強化</p> <p>表中の「被災市街地対応本部」の「主な基本業務」 ・<u>震災廃棄物処理体制の整備</u></p>	<p>表中の「本部」 <u>広報・業務継続班</u> <u>システム・調整班</u></p> <p>表中の「システム・調整班」の「主な基本業務」 ・情報システムの維持・強化</p> <p>表中の「被災市街地対応本部」の「主な基本業務」 ・<u>災害廃棄物処理体制の整備</u></p>
26	同上	<p>図中の「災害に強い協力体制の確立」 第6 津波に対する<u>自衛体制</u></p>	<p>図中の「災害に強い協力体制の確立」 第6 津波に対する<u>被害予防体制の整備</u></p>
30	第2章 第1節 第3 土木・ライフライン施 設の安全化	<p>2 ライフライン施設の安全化 (1) 上水道施設（千葉県<u>水道局</u>市川水道事務所） 老朽化した既存施設の更新、補強等があるため、千葉県は、<u>水道局水道事業震災対策基本計画</u>に基づき、施設の耐震化を進め、防災対策の一層の充実を図る。</p>	<p>2 ライフライン施設の安全化 (1) 上水道施設（千葉県<u>企業局</u>市川水道事務所） 老朽化した既存施設の更新、補強等があるため、千葉県は、<u>企業局水道事業震災対策基本計画</u>に基づき、施設の耐震化を進め、防災対策の一層の充実を図る。</p>
32	第2章 第1節 第4 災害に強い都市構造 づくり	<p>(3) 輸送拠点の確保（災害対応事務局） 効率的に物資等の輸送を行うため、緊急物資等の受入口として、大洲防災公園、広尾防災公園を輸送拠点に設定するとともに、__地方卸売市場、民間施設の活用を検討する。</p>	<p>(3) 輸送拠点の確保（災害対応事務局） 効率的に物資等の輸送を行うため、緊急物資等の受入口として、大洲防災公園、広尾防災公園を輸送拠点に設定するとともに、<u>市川</u>地方卸売市場、民間施設の活用を検討する。</p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
38	第2章 第2節 第2 協力体制の整備	(2) 市内ボランティア団体との連携 現在、市内に <u>352</u> のボランティア団体が把握されており、そのうち <u>104</u> 団体は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。	(2) 市内ボランティア団体との連携 <u>平成31年4月1日</u> 現在、市内に <u>360</u> のボランティア団体が把握されており、そのうち <u>96</u> 団体は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。
39	第2章 第2節 第3 情報連絡・伝達体制の整備	1 情報連絡・伝達体制の整備・強化 (災害対応事務局、 <u>広報班</u>) 2 通信施設等の確保 (災害対応事務局、 <u>広報班</u>)	1 情報連絡・伝達体制の整備・強化 (災害対応事務局、 <u>広報・業務継続班、システム・調整班</u>) 2 通信施設等の確保 (災害対応事務局、 <u>広報・業務継続班</u>)
42	第2章 第2節 第6 津波に対する自衛体制	第6 津波に対する <u>自衛体制</u> ◆津波対策の基本的な考え方 (略) このため、本市においてはソフト面に重点を置いた対策を講じるものとする。 _____ _____ _____ _____ _____	第6 津波に対する <u>被害予防体制の整備</u> ◆津波対策の基本的な考え方 (略) このため、本市においてはソフト面に重点を置いた対策を講じるものとし、 <u>津波発生時においては、本計画の個別計画である津波避難計画における対応行動を基軸とする。</u> <u>なお、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成30年11月に千葉県が公表した想定最大規模の津波浸水想定図は、河川・海岸施設の破壊という最悪の条件下で想定したものの、そして、発生頻度が極めて低いものであることから、「なんとかしても人命を守る」という観点での長期的な津波地域づくりの参考とする。</u>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
43	同上	2 津波に関する知識の普及（災害対応事務局、 <u>広報班</u> 、消防本部、学校教育班）	2 津波に関する知識の普及（災害対応事務局、 <u>広報・業務継続班</u> 、消防本部、学校教育班）
43	同上	表中の「水門等」 <ul style="list-style-type: none"> ・二俣2号水門 ・真間川水門 ・<u>原木水門</u> ・高谷川水門 ・塩焼陸閘 ・中江川水門 ・湊水門 	表中の「水門等」 <ul style="list-style-type: none"> ・真間川水門 ・高谷川水門 ・<u>猫実1号水門</u> ・中江川水門 ・二俣2号水門 ・湊水門 ・<u>高谷樋門</u> ・<u>原木樋門</u> ・塩焼陸閘
51	第2章 第2節 第10 生活関連物資等の 確保及び調達体制 の整備	1 飲料水等の確保（災害対応事務局、被災生活支援本部、 <u>千葉県水道局</u> ）	1 飲料水等の確保（災害対応事務局、被災生活支援本部、 <u>千葉県企業局</u> ）

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
52	同上	<p>3 生活必需品等の確保（略）</p> <p>(2) 生活必需品・資器材の備蓄</p> <p>今後は、女性や妊産婦を含め、要配慮者のニーズに配慮した備蓄内容に配慮していく。</p> <p>また、避難所等における備蓄の不足時に備えて、市内14箇所に設置している防災倉庫においても、生活必需品・資器材の一部を備蓄している。</p>	<p>3 生活必需品等の確保（略）</p> <p>(2) 生活必需品・資器材の備蓄</p> <p>今後は、女性や妊産婦を含めて、要配慮者のニーズに配慮した備蓄内容に配慮していくため、<u>要配慮者が必要とする最小限の生活必需品について適切な施設への分散備蓄を進める。</u></p> <p>また、避難所等における備蓄の不足時に備えて、市内14箇所に設置している防災倉庫においても、生活必需品・資器材の一部を備蓄していく。</p>
53	同上	<p>7 市川市備蓄計画の策定（災害対応事務局）</p> <p>（略）「避難者」、「帰宅困難者」、「災害対応を行う本市職員」<u>に対して物資を備蓄</u>するため、「市川市備蓄計画」を策定する。</p>	<p>7 市川市備蓄計画の策定（災害対応事務局）</p> <p>（略）「避難者」、「帰宅困難者」、「災害対応を行う本市職員」<u>が必要とする物資について、適切な場所に適量を分散備蓄</u>するため、<u>適宜</u>、「市川市備蓄計画」を<u>見直</u>していく。</p>
56	第2章 第3節 第2 市民・事業者の防災 力強化	<p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>5 防災カルテの活用</u></p> <p><u>地域によって起こり得る災害リスクや被害特性は異なるため、これらの特性を理解したうえで、効果的に防災・減災対策を進めていくことが重要である。そこで、小学校区ごとに作成した防災カルテを活用し、家庭や地域で効率的な対策を促進することで、地域の防災力の向上に努める。</u></p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
64	第3章 第1節 第1 活動体制の確立	表「災害対策本部長」中の 第3順位 <u>危機管理監</u> 第4順位 <u>教育長</u>	表「災害対策本部長」中の 第3順位 <u>教育長</u> 第4順位 <u>危機管理監</u>
65	同上	表「災害班」中の「災害2班」 第1順位 <u>環境部長</u> 第2順位 <u>環境部次長</u>	表「災害班」中の「災害2班」 第1順位 <u>市民部長</u> 第2順位 <u>市民部次長</u>
66	同上	表中の「副本部長」 副市長 <u>危機管理監</u> <u>教育長</u>	表中の「副本部長」 副市長 _____ _____
66	同上	_____	表中の「本部員」 <u>教育長</u> <u>危機管理監</u>
66	同上	表中の「本部員」 <u>清掃部長</u>	表中の「本部員」 <u>情報政策部長</u>
67	同上	表中の「本部会議」の「責任者」 ④ <u>危機管理監</u> ⑤ <u>教育長</u>	表中の「本部会議」の「責任者」 ④ <u>教育長</u> ⑤ <u>危機管理監</u>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
67	同上	表中の「医療本部」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 <u>リハビリテーション病院における入院患者対応に関すること。</u>	表中の「医療本部」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 _____
68	同上	表中の「被災市街地対応本部」の「担当部局」 <u>清掃部</u>	表中の「被災市街地対応本部」の「担当部局」 <u>環境部</u>
68	同上	表中の「本部・拠点名」 <u>広報班</u> 上記の「担当部局」 ● 広報広聴課 _____ _____ 上記の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 _____	表中の「本部・拠点名」 <u>広報・業務継続班</u> 上記の「担当部局」 ● 広報広聴課 ○ 行政経営課 ○ 情報政策課 上記の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 <u>・業務継続に関すること</u>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
68	同上	表中の「本部・拠点名」 _____ 上記の「責任者」 _____ _____ _____ 上記の「担当部局」 _____ 上記の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 _____ _____ _____	表中の「本部・拠点名」 <u>システム・調整班</u> 上記の「責任者」 ①情報政策部長 ②情報政策部次長 ③情報政策課長 上記の「担当部局」 ● <u>情報政策部</u> 上記の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 <u>・応急対策活動に係る情報システムの維持管理に係ること</u> <u>・災害情報のモニタリング・分析に関すること</u> <u>・災害対応事務局との総合調整・支援に関すること</u>
69	同上	表中の「渉外班」の「責任者」 ①議会事務局長 _____	表中の「渉外班」の「責任者」 ①議会事務局長 ② <u>議会事務局次長</u>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
69	同上	<p>表中の「本部・拠点名」 <u>業務継続班</u> 上記の「責任者」 ① <u>市民部長</u> ② <u>市民部次長</u> ③ <u>地域振興課長</u> 上記の「担当部局」 ● <u>地域振興課</u></p> <p>上記の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 <u>・業務継続に関すること</u></p>	<p>表中の「本部・拠点名」 _____ 上記の「責任者」 _____ _____ _____ 上記の「担当部局」 _____</p> <p>上記の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 _____</p>
69	同上	<p>表中の「災害 1 班」の「担当部局」 ● 文化振興課 ○ スポーツ課 _____ ○ 市川駅行政サービスセンター</p>	<p>表中の「災害 1 班」の「担当部局」 ● 文化振興課 ○ スポーツ課 ○ <u>東山魁夷記念館</u> ○ 市川駅行政サービスセンター</p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
69	同上	<p>表中の「災害 2 班」の「責任者」</p> <p><u>①環境部長</u></p> <p><u>②環境部次長</u></p> <p>上記の「担当部局」</p> <p>●<u>環境政策課</u></p> <p>○大柏出張所</p> <p>○<u>東山魁夷記念館</u></p> <p>○会計課</p>	<p>表中の「災害 2 班」の「責任者」</p> <p><u>①市民部長</u></p> <p><u>②市民部次長</u></p> <p>表中の「担当部局」</p> <p>●<u>地域振興課</u></p> <p>○大柏出張所</p> <p>○会計課</p>
69	同上	<p>表中の「災害 4 班」の「担当部局」</p> <p>●子育て支援課</p> <p>○こども福祉課</p> <p>○<u>子ども入園課</u></p>	<p>表中の「災害 4 班」の「担当部局」</p> <p>●子育て支援課</p> <p>○こども福祉課</p> <p>○<u>こども施設入園課</u></p>
69	同上	<p>表中の「災害 5 班」の「担当部局」</p> <p>●<u>観光交流推進課</u></p> <p>○<u>農政課</u></p> <p>○中央図書館</p>	<p>表中の「災害 5 班」の「担当部局」</p> <p>●<u>観光プロモーション課</u></p> <p>○<u>農業振興課</u></p> <p>○中央図書館</p>
78	第3章 第1節 第4 災害救助法の適用 手続	<p>5 災害救助法の適用手続（災害対応事務局）</p> <p>(1) 本市による適用手続</p> <p>ア 被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は 該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事（千葉県 _____ 本部事務局）に報告する。</p>	<p>5 災害救助法の適用手続（災害対応事務局）</p> <p>(1) 本市による適用手続</p> <p>ア 被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は 該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事（千葉県 <u>災害対策本部事務局</u>）に報告する。</p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
83	第3章 第2節 第2 被災情報の収集・伝 達	図中の「災害2班」の責任者 <u>環境部長</u>	図中の「災害2班」の責任者 <u>市民部長</u>
84	同上	(4) 情報収集・伝達の留意点 ウ (略) また、 <u>市川市行徳・南行徳漁業協同組合</u> 、各関係機関へ連絡し、必要に応じ沿岸部の情報収集等についても協力を得ることとし、逐次、必要な情報の伝達を行う。	(4) 情報収集・伝達の留意点 ウ (略) また、 <u>市川市漁業協同組合</u> 、各関係機関へ連絡し、必要に応じ沿岸部の情報収集等についても協力を得ることとし、逐次、必要な情報の伝達を行う。
86	同上	(4) 市民への被災情報の提供 <u>広報班</u> では、報道機関等を通じて市民に被災情報を提供する。	(4) 市民への被災情報の提供 <u>広報・業務継続班</u> は、報道機関等を通じて市民に被災情報を提供する。
87	同上	行徳橋、新行徳橋、国道357号線市川大橋_____の被災状況確認について、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所江戸川河口出張所等の協力を得て、迅速な調査を実施する。	行徳橋、新行徳橋、国道357号市川大橋、 <u>妙典橋</u> の被災状況確認について、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所江戸川河口出張所等の協力を得て、迅速な調査を実施する。
88	第3章 第2節 第3 広報活動の実施	1 市民への広報 (<u>広報班</u> _____, 災害班、小学校区防災拠点) (1) <u>広報班</u> _____は、(略)、市民等に対する広報活動を実施する。 (2) 災害班及び小学校区防災拠点では、(略)、 <u>広報班</u> _____と連携して、各地区で広報活動を実施する。	1 市民への広報 (<u>広報・業務継続班</u> 、災害班、小学校区防災拠点) (1) <u>広報・業務継続班</u> は、(略)、市民等に対する広報活動を実施する。 (2) 災害班及び小学校区防災拠点では、(略)、 <u>広報・業務継続班</u> と連携して、各地区で広報活動を実施する。

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
89	同上	<p>表の注釈 <u>ジェイコム市川</u> SNS ; 本市フェイスブック、ツイッター_____等による広報 _____</p> <p>(6) 被災生活支援本部は、交通機関や道路状況についての情報を整理し、<u>広報班</u> _____を通じて帰宅困難者に対して情報を提供する。</p>	<p>表の注釈 <u>ジェイコム千葉</u> SNS ; 本市フェイスブック、ツイッター、<u>LINE</u>等による広報 <u>(LINEは⑥と⑧のみ)</u></p> <p>(6) 被災生活支援本部は、交通機関や道路状況についての情報を整理し、<u>広報・業務継続班</u>を通じて帰宅困難者に対して情報を提供する。</p>
90	同上	3 報道機関への対応 (<u>広報班</u>)	3 報道機関への対応 (<u>広報・業務継続班</u>)
93	第3章 第3節 第1 交通規制の実施	<p><基本方針> 2 .特に行徳地域では、行徳橋、<u>新行徳橋</u> _____ _____の通行を確保できなければ、震災対応に大きな支障をきたす。</p>	<p><基本方針> 2 .特に行徳地域では、行徳橋、<u>新行徳橋</u>、<u>国道357号市川大橋</u>、<u>妙典橋</u>の通行を確保できなければ、震災対応に大きな支障をきたす。</p>
94	同上	<p>3 行徳地域における交通規制 (略) 行徳地域では、行徳橋・<u>新行徳橋</u>、<u>国道357号線市川大橋</u>における _____ 緊急車両の通行確保が極めて重要な課題であるため、交通の混乱及び交通事故の発生するおそれがある場合、又は市長からの要請があった場合には、警察機関は、行徳橋、<u>新行徳橋</u> _____ への一般車両の進入を全面的に禁止する。</p>	<p>3 行徳地域における交通規制 (略) 行徳地域では、行徳橋・<u>新行徳橋</u>、<u>国道357号市川大橋</u>、<u>妙典橋</u>における緊急車両の通行確保が極めて重要な課題であるため、交通の混乱及び交通事故の発生するおそれがある場合、又は市長からの要請があった場合には、警察機関は、行徳橋、<u>新行徳橋</u>、<u>妙典橋</u>への一般車両の進入を全面的に禁止する。</p>
97	第3章 第3節 第2 道路・交通手段の確保	表中の「 <u>行徳・南行徳漁業協同組合</u> 」	表中の「 <u>市川市漁業協同組合</u> 」

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
98	同上	表中の「 <u>市川市行徳・南行徳漁業協同組合</u> 」	表中の「 <u>市川市漁業協同組合</u> 」
103	第3章 第3節 第4 応急医療活動の 実施	(1) 応急医療体制の確立（医療本部、消防本部） イ 震度5強以上の地震が発生した場合 市内又は周辺に震度5強以上の地震が発生した場合は、第1段階として <u>8</u> 箇所の拠点医療救護所を自動開設するものとし（略） なお、第2次開設医療救護所（ <u>7</u> 箇所）については、状況に応じて開設する。	(1) 応急医療体制の確立（医療本部、消防本部） イ 震度5強以上の地震が発生した場合 市内又は周辺に震度5強以上の地震が発生した場合は、第1段階として <u>9</u> 箇所の拠点医療救護所を自動開設するものとし（略） なお、第2次開設医療救護所（ <u>6</u> 箇所）については、状況に応じて開設する。
104	同上	エ 医療本部は、医療救護所の開設状況及び医療機関の活動状況に基づいて、 <u>広報班</u> の協力を得ながら応急医療体制に関する市民への広報を迅速に行う。	エ 医療本部は、医療救護所の開設状況及び医療機関の活動状況に基づいて、 <u>広報・業務継続班</u> の協力を得ながら応急医療体制に関する市民への広報を迅速に行う。
105	同上	2 保健活動（医療本部） 市川健康福祉センターとともに、状況に応じて以下の保健活動を行う。 (1) (2) 略 ――	2 保健活動（医療本部） <u>統括保健師が組織横断的な保健福祉活動チームを統制し、市川健康福祉センターと連携し、以下の保健活動を行う。</u> (1) (2) 略 (3) <u>状況に応じて、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を要請し、対応にあたる。</u>
111	第3章 第3節 第6 危険区域の立入禁止措置	(2) <u>広報班</u> は、警戒区域が設定されたとき、防災行政無線、広報車、各報道機関への放送要請等により広く住民に周知する。	(2) <u>広報・業務継続班</u> は、警戒区域が設定されたとき、防災行政無線、広報車、各報道機関への放送要請等により広く住民に周知する。

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
113	第3章 第3節 第4 避難所の開設・運営	<p>(2) 避難者等への情報提供 (被災生活支援本部、<u>広報班</u>)</p> <p>ア 被災生活支援本部は、<u>広報班</u>、小学校区防災拠点要員と協力して、各避難所において、被災・復旧状況や各種の生活支援情報等の情報提供を随時避難者等に対し行うよう配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>広報班</u> は、(略)、通訳・翻訳の手段を確保する。</p>	<p>(2) 避難者等への情報提供 (被災生活支援本部、<u>広報・業務継続班</u>)</p> <p>ア 被災生活支援本部は、<u>広報・業務継続班</u>、小学校区防災拠点要員と協力して、各避難所において、被災・復旧状況や各種の生活支援情報等の情報提供を随時避難者等に対し行うよう配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>広報・業務継続班</u>は、(略)、通訳・翻訳の手段を確保する。</p>
115	第3章 第4節 第2 要配慮者対策の実施	<p>(1) <u>広報班</u>と連携し、要配慮者へ避難情報等の情報提供を実施する。</p>	<p>(1) <u>広報・業務継続班</u>と連携し、要配慮者へ避難情報等の情報提供を実施する。</p>
116	第3章 第4節 第3 帰宅困難者・滞留者 対策の実施	<p>(1) 一斉帰宅抑制の呼び掛け（被災生活支援本部） 震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、<u>広報班</u>の協力を得て、市民、市内の事業者、学校等に対し、 (略)、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼び掛けを行う。</p>	<p>(1) 一斉帰宅抑制の呼び掛け（被災生活支援本部） 震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、<u>広報・業務継続班</u>の協力を得て、市民、市内の事業者、学校等に対し、 (略)、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼び掛けを行う。</p>
117	同上	<p>(5) 帰宅困難者・滞留者への情報提供 (略) <u>広報班</u>の協力を得て、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法、交通機関の運行・復旧状況等について、放送機関や本市公式W e b サイト等を活用し、情報提供を行う。</p>	<p>(5) 帰宅困難者・滞留者への情報提供 (略) <u>広報・業務継続班</u>の協力を得て、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法、交通機関の運行・復旧状況等について、放送機関や本市公式W e b サイト等を活用し、情報提供を行う。</p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
118	第3章 第4節 第4水、食糧、物資の供給	<p>1 応急給水活動（被災生活支援本部、千葉県）</p> <p>(1) 応急給水活動の体系</p> <p>被災地における応急給水活動は、以下の3つの体系からなる。</p> <p>ア 千葉県水道局による応急給水（略）</p> <p>ウ 応援給水活動（千葉県水道局、関係機関）</p> <p>(2) 被災当日の給水活動</p> <p>ア 千葉県水道局による応急給水活動と本市による応急給水は、取水場所が限られており、（略）</p>	<p>1 応急給水活動（被災生活支援本部、千葉県）</p> <p>(1) 応急給水活動の体系</p> <p>被災地における応急給水活動は、以下の3つの体系からなる。</p> <p>ア 千葉県企業局による応急給水（略）</p> <p>ウ 応援給水活動（千葉県企業局、関係機関）</p> <p>(2) 被災当日の給水活動</p> <p>ア 千葉県企業局による応急給水活動と本市による応急給水は、取水場所が限られており、（略）</p>
119	同上	<p>4 救援物資の供給（略）</p> <p>ア 災害対応事務局は、<u>広報班</u>を通じ、報道機関等に協力を依頼して、被災生活で必要なもののリストを公表し、必要なものだけを受け入れるよう努める。（略）</p> <p>ウ 救援物資等の集積・供給拠点は、状況によって__地方卸売市場、使用されていない避難所のほか、協定に基づく施設の活用も検討する。</p>	<p>4 救援物資の供給（略）</p> <p>ア 災害対応事務局は、<u>広報・業務継続班</u>を通じ、報道機関等に協力を依頼して、被災生活で必要なもののリストを公表し、必要なものだけを受け入れるよう努める。（略）</p> <p>ウ 救援物資等の集積・供給拠点は、状況によって<u>市川</u>地方卸売市場、使用されていない避難所のほか、協定に基づく施設の活用も検討する。</p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
123	第3章 第4節 第6 被災地の清掃	<p><基本方針></p> <p>1. 大規模地震発生時には<u>瓦礫</u>やし尿・生活ごみ等の廃棄物が平常時よりも大幅に増加することから、「市川市<u>震災</u>廃棄物処理計画」に基づき対応する。</p> <p>4. 被災地で大量に発生する<u>瓦礫</u>の処理については、一時集積所を設ける等して応急的な対応を行い、最終的な処理計画を立案する。</p>	<p><基本方針></p> <p>1. 大規模地震発生時には、<u>損壊建物の撤去等に伴う廃棄物</u>が発生し、また、<u>し尿や生活ごみ等の廃棄物</u>が平常時よりも大幅に増加することから、「市川市<u>災害</u>廃棄物処理計画」に基づき対応する。</p> <p>4. 被災地で大量に発生する<u>損壊建物の撤去等に伴う廃棄物</u>の処理については、一時集積所を設ける等して応急的な対応を行い、最終的な処理計画を立案する。</p>
124	同上	<p>3 し尿の収集・処理（被災市街地対応本部）</p> <p>(2) し尿の収集・処理</p> <p>ア し尿収集の実施にあたっては「<u>災害発生時等における廃棄物の処理等に関する協定</u>」に基づいて、公益財団法人市川市清掃公社及び市川市浄化槽清掃協力会に依頼する。</p>	<p>3 し尿の収集・処理（被災市街地対応本部）</p> <p>(2) し尿の収集・処理</p> <p>ア し尿収集の実施にあたっては「<u>災害発生時等における廃棄物の処理等に関する協定書</u>」に基づいて、公益財団法人市川市清掃公社及び市川市浄化槽清掃協力会に依頼する。</p>
124	同上	<p>4 生活ごみの収集・処理（被災市街地対応本部）</p> <p>(2) 生活ごみの収集・処理</p> <p>収集した生活ごみはクリーンセンターに運搬して分別・処理を行うが（略）</p>	<p>4 生活ごみの収集・処理（被災市街地対応本部）</p> <p>(2) 生活ごみの収集・処理</p> <p>収集した生活ごみはクリーンセンターに運搬して分別・処理を行うが（略）</p>
125	同上	<p>5 <u>動物死体</u>の処理（被災市街地対応本部）</p> <p>被災市街地対応本部は、クリーンセンター<u>犬猫死体焼却場</u>にて、<u>動物死体</u>の処理を行う。</p>	<p>5 <u>ペット等の遺体</u>の処理（被災市街地対応本部）</p> <p>被災市街地対応本部は、クリーンセンター<u>小動物火葬炉</u>にて、<u>ペット等の遺体</u>の処理を行う。</p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
125	同上	6 瓦礫の収集・処理 (被災市街地対応本部) (1) 震災によって発生する <u>瓦礫</u> の種類	6 損壊家屋の撤去等に伴う <u>廃棄物</u> の収集・処理 (被災市街地対応本部) (1) 震災によって発生する <u>廃棄物</u> の種類
125	同上	(2) 処理体制 エ 災害が発生した場合、 <u>瓦礫</u> の量も膨大になるため、状況に応じて被災市街地対応本部内に <u>瓦礫</u> 処理体制を設立して対応するものとする。	(2) 処理体制 エ 災害が発生した場合、 <u>損壊家屋の撤去等に伴う廃棄物</u> の量も膨大になるため、状況に応じて被災市街地対応本部内に__処理体制を設立して対応するものとする。
125	同上	(3) 瓦礫の収集・運搬 ア <u>瓦礫</u> の収集処理については、市川市 <u>震災廃棄物処理計画</u> 等に基づき対応する。 イ <u>瓦礫</u> の収集・運搬にあたっては、協定に基づき建設業者等に依頼して実施する。	(3) <u>損壊家屋の撤去等に伴う廃棄物</u> の収集・運搬 ア <u>損壊家屋の撤去等に伴う廃棄物</u> の収集処理については、市川市 <u>災害廃棄物処理計画</u> 等に基づき対応する。 イ <u>損壊家屋の撤去等に伴う廃棄物</u> の収集・運搬にあたっては、協定に基づき建設業者等に依頼して実施する。
133	第3章 第5節 第1 公共施設の復旧	表中の「上水道供給施設の復旧作業」の「対応本部・機関」 千葉県 <u>水道局</u>	表中の「上水道供給施設の復旧作業」の「対応本部・機関」 千葉県 <u>企業局</u>
133	同上	表中の「通信施設の復旧作業」の「対応本部・機関」 東日本電信電話株式会社、株式会社N T T ドコモ _____	表中の「通信施設の復旧作業」の「対応本部・機関」 東日本電信電話株式会社、株式会社N T T ドコモ、 <u>KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社</u>
134	同上	(4) 復旧調整会議において、復旧作業スケジュールの概要がまとまった段階で、被災市街地対応本部は、 <u>広報班</u> _____ ____、災害班、小学校区防災拠点の協力を得ながら、随時、市民・関係機関に対して復旧見通しに関する広報を行う。	(4) 復旧調整会議において、復旧作業スケジュールの概要がまとまった段階で、被災市街地対応本部は、 <u>広報・業務継続班</u> 、災害班、小学校区防災拠点の協力を得ながら、随時、市民・関係機関に対して復旧見通しに関する広報を行う。

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
135	同上	5 上水道供給施設の復旧（千葉県水道局）	5 上水道供給施設の復旧（千葉県企業局）
135	同上	9 通信施設の復旧（東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ_____）	9 通信施設の復旧（東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）
141	第4章 第1節 第1 市民生活再建支援	(2) 広報班_____の協力を得て、広報活動を行うこととし、災害班や小学校区防災拠点を通じて、地区レベルでの被災者への情報伝達にも心がける。	(2) 広報・業務継続班の協力を得て、広報活動を行うこととし、災害班や小学校区防災拠点を通じて、地区レベルでの被災者への情報伝達にも心がける。
148	巻末資料 第1 避難場所・避難所一 覧	No.26 地方卸売市場	No.26 市川地方卸売市場
148	同上	ページ下の「注釈」 【災害種別の略称】 ○地：地震、○津：津波、○高：高潮、 ○江：江戸川氾濫、○真：内水・真間川氾濫、 ○土：土砂災害（崖崩れ）	ページ下の「注釈」 ※1 災害種別の略称 地：地震、津：津波、高：高潮、江：江戸川氾濫、 真：内水・真間川氾濫、土：土砂災害（崖崩れ） ※2 避難所の指定 ◎：他の避難所より先行して開設される避難所 ○：避難所
149	同上	No.49 塩浜小学校 No.50 塩浜中学校 No.62 須和田自治会館	No.49 塩浜学園（前期校舎） No.50 塩浜学園（後期校舎） No.62 六所神社

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
150	同上	ページ下の「注釈」 <u>【災害種別の略称】</u> <u>○地：地震、○津：津波、○高：高潮、</u> <u>○江：江戸川氾濫、○真：内水・真間川氾濫、</u> <u>○土：土砂災害（崖崩れ）</u>	ページ下の「注釈」 <u>※ 1 災害種別の略称</u> <u>地：地震、津：津波、高：高潮、江：江戸川氾濫、</u> <u>真：内水・真間川氾濫、土：土砂災害（崖崩れ）</u> <u>※ 2 避難所の指定</u> <u>◎：他の避難所より先行して開設される避難所</u> <u>○：避難所</u>
151	巻末資料 第2 広域避難場所一覧	No.5 市川4丁目地先から <u>下流の江戸川堤防敷と第一号</u> <u>江戸川河川敷緑地</u>	No.5 市川4丁目地先から <u>行徳可動堰までの江戸川堤防</u> 敷
152	巻末資料 第3 福祉避難所施設一 覧	No.8 _____ 松香園 No.16 身体障害者福祉センター	No.8 <u>ふる里学舎</u> 松香園 No.16 身体障が <u>い</u> 者福祉センター
153	巻末資料 第4 応急医療活動拠点 (1)	表中の「(1) 拠点医療救護所 <u>8箇所</u> 」 No.2 国立国際医療研究センター 国府台病院_ No.8 広尾防災公園 _____ 表中の「(2) 第2次開設医療救護所 <u>7箇所</u> 」 <u>No.4 富貴島小学校</u>	表中の「(1) 拠点医療救護所 <u>9箇所</u> 」 No.2 国立国際医療研究センター 国府台病院 <u>前</u> No.8 <u>行徳総合病院（準備中）</u> No.9 広尾防災公園 _____ 表中の「(2) 第2次開設医療救護所 <u>6箇所</u> 」 _____

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
157	巻末資料 第6 避難勧告等の発令 区分及び伝達方法	表中の「避難準備・高齢者等避難開始」の「発令時の状況」 要配慮者（高齢者、 <u>障害者</u> 、乳幼児、妊婦、外国人等）	表中の「避難準備・高齢者等避難開始」の「発令時の状況」 要配慮者（高齢者、 <u>障がい者</u> 、乳幼児、妊婦、外国人等）
158	同上	表及び図中 —— ジェイコム <u>市川</u>	<u>LINE</u> ジェイコム <u>千葉</u>